

国外運転免許証の交付申請手続きについて

外国で運転したい場合、国外運転免許を申請することができます。

手続場所	運転免許センター (警察署では手続きできません)
受付時間等	月曜日から金曜日 (平日のみ)
	※土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きができません。
	午前 8 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0 午後 1 : 0 0 ~ 4 : 0 0
交 付	即日交付 (1時間30分程度)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">○ 運転免許証○ パスポート、渡航証明書、乗員手帳等、渡航するものであることを証明する書類○ 申請用写真 1 枚 (申請前 6 か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの、サイズは縦 5 cm×横 4 cm、)※ パスポート用の写真 (縦4.5cm×横3.5cm) は大きさが異なりますのでご注意ください。※ 提出された写真で国外免許証を作成しますので、明るく、鮮明なものを持参してください。※ <u>道路交通法施行規則の一部改正により、令和 4 年 5 月 13 日以降</u>に手続きをされる方は、<u>写真の要件が変更になります。</u> (申請前 6 か月以内に撮影した、無帽、正面、顔中心の配置、無背景のもの、サイズは縦4.5cm×横3.5cm)
代理申請	<p>※申請者が現に渡航中の場合に限り、代理人による申請ができます。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none">○申請者がお持ちの日本の免許証○国外運転免許証 (有効期限が切れたもの)○写真 1 枚 (上記と同じ)○パスポートのコピー○委任状 (<u>記載例をご確認ください。</u>)○代理人の身分を確認できる書類 (免許証、マイナンバーカード等)
手数料	国外運転免許証交付手数料 2, 3 5 0 円
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 運転免許証の住所が秋田県内にない方、あるいは住所が県内にある方で住所等を変更している方は、変更手続きが必要になります。手続きに必要な書類は、<u>住所変更手続きのページ</u>を参照してください。○ いまお持ちの運転免許証の有効期間が 1 年以上ない場合、期間前更新が必要になることがあります。(国外免許証の有効期間は 1 年間ですが、日本の運転免許証が失効又は取り消されたときは、その効力を失うため。) ※詳細については下記までお問い合わせください。○ ジュネーブ条約締結国 (96か国、2地域) では上陸の日から起算して 1 年間 (ただし、当該国際免許証の有効期間内に限る) は運転することを認めるとされています。 ただし、国及び地域によっては、その法令等の規定により、運転が制限されたり、日本の運転免許証の提示を求められることがありますので、各国の実情の詳細については、その国の日本大使館又は領事館等におたずねください。